

特 記 仕 様 書

第 1 条 (適用)

この仕様書は、給水管布設替工事(R8)の施工に適用する特記仕様を定めたものであり、「水道工事標準仕様書(日本水道協会)」、「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル(配水用ポリエチレンパイプシステム協会)」、「ダクトイル鉄管 接合要領書(日本ダクトイル鉄管協会)」、「千葉県土木工事共通仕様書」、「千葉県施工管理基準」、「千葉県土木工事書類作成マニュアル」、「土木学会制定の舗装標準示方書」、「日本道路協会発行の舗装設計施工指針」並びに、設計図書、関係法令、監督職員の指示に従って施工すること。

また、「市原市建設工事適正化指導要綱」に基づき、工事の適正な施工体制を確保すること。なお、「千葉県土木工事共通仕様書」については、千葉県を市原市に置き換えて使用するものとする。

第 2 条 (工事期間)

当工事の工事期間は170日間とする。

当初想定工事期間は、準備期間として30日間、作業期間として45日間、休日(不稼働日)期間として35日間、その他調整期間として40日間、跡片付け期間として20日間としている。

※休日(不稼働日)は雨天、休日(土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季休暇)等をいう。

※当該条項は発注段階での工事期間の見込みを示すものであり、工事期間変更時に記載の変更は行わないものとする(契約後の工事期間は契約書による)。

第 3 条 (現場代理人、主任技術者の選定)

受注者は、現場代理人、主任技術者の選定に当たっては、水道工事及び一般土木工事に関し官公庁工事の経験と実績のある有能な技術者を優先的に選定するものとする。

第 4 条 (常駐を要しない期間)

1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「工事完成認定書」等における日付)とする。

第 5 条 (兼務を認める対象工事)

本工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事(ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。)と現場代理人等の兼務ができる。なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。

第 6 条 (配管技能者の選定)

配管技能者の選定に当たっては、次のとおりとする。

給水装置工事は、市原市指定給水装置工事業者が行い、給水装置工事主任技術者を選定し、着手前に監督職員に市原市指定給水装置工事業者指定書(写し)、資格証等(写し)及び経歴書を本人の写真とともに提出すること。

第 7 条 (工事カルテ作成・登録)

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第 8 条 (施工計画及び使用材料届)

受注者は、工事着手までに「施工計画書」及び「使用材料届」を作成し、監督職員へ提出し確認を受けてから現場着手するものとする。その場合、施工計画書の内容は、下記事項について記載するものとし、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記すること。

なお、主要材料証明綴りの材料及び証明等の内容については、監督職員と協議すること。

- 1 工 事 概 要：工事件名・内容・工期・受注者の基本姿勢等
- 2 実 施 工 程 表：現場内容に応じた工程
- 3 現 場 組 織：職務分担・特殊技能者・下請負業者等
- 4 主 要 機 械：主要な機械の名称・規格等
- 5 主 要 資 材：主要な材料の形状・寸法及びメーカー・販売店等
- 6 施 工 方 法：主たる工種の施工方法等
- 7 施 工 管 理 計 画：工程管理・出来形管理・品質管理(工事写真を含む)管理箇所や頻度を記載すること。
- 8 安 全 管 理：安全管理体制・交通安全対策・安全訓練等の計画他
- 9 緊急時の体制及び対応：関係各機関との連絡体制(下請負及び夜間の連絡体制を含む)
- 10 交 通 管 理：規制方法及び迂回路図等
- 11 環 境 対 策：騒音・振動対策・地元対策等
- 12 現 場 作 業 環 境 整 備：現場事務所・トイレの配置等
- 13 再 生 資 源 利 用 促 進：現場内での再利用計画・工事間での再利用・再生資源施設への搬入計画・再生資材の積極的利用及び再生資源利用(促進)計画書の添付
- 14 法定休日・所定休日：週休2日導入についての基本方針

第 9 条 (工事用材料の規格及び検査)

工事用材料は、使用前に監督職員の立会い検査を受け、合格したものを使用する。なお、工事に使用する材料は、設計図書等に品質規格が規定されたものを除き日本水道協会規格(JWWA)、日本産業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)等に適合するものとする。

また、立会い検査に合格したものであっても、使用時に損傷、変質したときは、新品に取り替えて使用すること。

第 10 条 (安全確保及び安全対策)

1 安全管理

工事の施工に当たっては、「道路工事現場における標識施設等の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。

また、交通安全対策については、警察及び道路管理者の許可条件を遵守すること。特に夜間における照明施設・休日・作業休止日における安全柵等、歩行者の道路の確保には、万全な安全対策を講ずるとともに適時パトロールを実施すること。

なお、重機械等は、路上に放置せず作業終了後速やかに安全な場所に移動すること。

2 気象条件に関すること

次の内容を含めた安全対策の具体的な内容を施工計画に明記すること。

- (1) 現場特性の事前把握
- (2) 中止・再開基準の設定
- (3) 迅速に退避するための対応
- (4) 日々の安全管理の徹底
- (5) 現場の点検方法、対応方法及び体制
- (6) その他

なお、中止基準については、以下を標準とし、更に現場特性に応じた基準を設定すること。

- ・当該工事箇所又は上流部に、洪水又は大雨の警報が発表された場合
- ・当該工事箇所又は上流部に、降雨や雷等が発生している場合
- ・労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に該当する場合

3 地震や台風時等の状況報告に関すること。

次の場合は、速やかに現場点検を実施し市へ報告すること。

- (1) 震度4以上の地震が発生した場合
- (2) 台風の予想進路内に入った場合
- (3) 警報(暴風・大雨・大雪)が発令された場合

第 11 条 (施工管理)

1 出来形管理・品質管理

本工事の出来形管理・品質管理は、「千葉県土木工事共通仕様書」及び「千葉県施工管理基準」の管理基準及び規格値によるものとする。なお、路床密度試験については、路線毎に1箇所実施し、実施路線については、監督職員と協議すること。

2 写真管理

工事記録写真については、「千葉県土木工事共通仕様書」及び「千葉県施工管理基準」により綿密な写真撮影を行い、これによりがたい場合は、監督職員と協議し写真撮影を行う。なお、工事記録写真は、毎日整理編集し、監督職員の指示があればいつでも提出できるようにしておくこと。

3 工程管理

全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。

受注者は、毎月の工事進捗報告を工事履行報告書（第4号様式）に実施工程、立会の予定日を記入し翌月初めに報告すること。なお、月間進捗率の算出については、具体的な根拠を示し提出すること。

また、安全訓練等の実施状況を履行報告書に添付し、提出すること。

第 12 条 （地元説明資料の作成及び説明）

受注者は、工事着手に先立ち、現場付近居住者に対して工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。

断水が伴う場合は、事前に断水家屋への連絡を行うこと。

第 13 条 （作業区分）

本工事の作業区分は、次表のとおりである。

作業区分	施工区間
昼間工事	全区間
夜間工事	なし

※ただし、上記区分の変更が生じる場合は、監督職員の承諾を得ることとする。

第 14 条 （出来形管理及び規格値）

工事中の出来形管理については、以下の事項について行うものとし、その成果については、出来形管理報告書として提出すること。

① 千葉県施工管理基準

②その他（監督職員が必要とするものとし上記管理基準によりたがい場合は、監督職員の承諾を得て他の方法による。）

土工・配管工

工 種	項 目	規 格	測 定 箇 所
掘削工	深さ	+100mm、-0mm	給水管土工は、1工区につき2箇所以上、10箇所に1箇所測定する。
	幅	+50mm、-0mm	
埋戻工	基準高	±50mm	
配管工	延長	-200mm	1箇所毎に測定する。
	土被り	+100mm、-0mm	

・任意値である掘削幅は、施工計画書で定め、管理を行うこと。

第 15 条 （掘 削 工）

掘削を行う場合は、深掘りしないよう慎重に掘削し、ためき堀は行わないこと。

また、基面整正は丁寧に行い、床付面への路盤材等の混入を防止しながら、平滑に仕上げること。

掘削に伴い、地下埋設物等があり、機械掘削ができない場合は、人力にて掘削作業を行うこと。

第 16 条 （埋 戻 工）

道路内の埋戻に当たっては、市道部については、各層20cmごとの転圧、国道・県道部については、各層15cmごとの転圧とする。管頂+20cmまでは、人力転圧とし、管頂+20cm以下は機械転圧とする。

また、管下の転圧を十分に行うようにするとともに、埋戻・転圧時に布設した管や構造物等がずれ動かないよう対策を講じること。

2工区において、建設発生土が埋戻材料として下記事項に適合しているか確認するため、工事施工前に土の粒度試験及び変状土CBR試験（1試料2モールド）を実施することとする。検査結果が下表の規格値に適合しない場合は、別途協議すること。

埋戻材料の品質規定

埋戻材名	規定項目	試験方法	試験頻度	規格値
良質土	最大粒径	JIS-A-1204	同一土質について3個以上	40mm以下
	75 μ mふるい通過重量百分率			25%以下
	CBR	JIS-A-1211		6%以上

埋戻材料は、建設廃材、有機材、ゴミ、その他有害物を含んではならない。

第 17 条 （コンクリート工）

レディーミクストコンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記表の仕様によるものとする。

用 途	骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	セメントの種類
コンクリート舗装	25（20）mm	8 cm	18N/mm ²	高炉

第 18 条 （試掘調査）

工事に先立ち、設計図書と現地の照合及び試掘調査を実施し、既設埋設物等を的確に把握すること。また、施工前に各占有者、監督員と試掘位置や方法を十分に協議すること。

掘削幅の出来形測定は掘削底面で行うこと。

第 19 条 （境界関係）

官民境界を工事着手前に確認するとともに、境界杭・境界鉄等の境界を示すものを工事で損傷しないよう十分注意すること。なお、工事により撤去・復旧の必要なものについては、監督職員に報告し座標管理のうえ、復元すること。

工事により境界杭等を破損した場合は、受注者が責任をもって復元すること。

第 20 条 （建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

1 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

（1）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「8. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時

に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は、「建設リサイクルガイドラインに定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を使用することとする。

2 受注しようとする建設業者からの事前説明に関する事項

- (1) 法第12条で対象建設工事を受注しようとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

- (2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

第 21 条 （建設副産物及び再生資源利用（促進）計画）

1 共通事項

- (1) 「千葉県建設副産物対策の手引き（令和 3 年 3 月策定）」及び関係法令等に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 受注者は法令等に基づき、作成した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- (3) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- (4) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

2 建設発生土

(1) 建設発生土を土質改良する場合

建設発生土（186 m³）は、長柄町六地藏地先、片道運搬距離、1工区は16.4km、3工区は16.0km、4工区は12.6kmの太陽建設(株)ながら土地改良センター又はその他の建設発生土土質改良プラントへ運搬し、最大粒径40mm以下かつCBR6%以上に改良のうえ、埋戻しに使用するものとする。

~~(2) 指定(A)、その他の場合~~

~~建設発生土（ m³）は、地先、片道運搬距離kmの又はその他の処分場に運搬するものとする。~~

3 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材（161 t）は、市原市今富地先、片道運搬距離、1工区は3.3km、2工区は1.7km、3工区は4.4km、4工区は7.2kmの香取緑化建設(株)又はその他の中間処理施設に運搬し、処理するものとする。

4 建設廃棄物

本工事により発生する

(1) アスコン塊（32 t）は、市原市今富地先、片道運搬距離、1工区は3.3km、2工区は1.7km、3工区は4.4kmの香取緑化建設(株)、4工区の（5 t）は、千葉市村田町地先、片道運搬距離7.8mの大林道路(株)又はその他の中間処理施設に運搬し、処理するものとする。

(2) コンクリート塊（5.5 t）は、市原市今富地先、片道運搬距離、1工区は3.3km、2工区は1.7km、3工区は4.4km、4工区は7.2kmの香取緑化建設(株)又はその他の中間処理施設に運搬し、処理するものとする。

(3) 舗装版切断時の汚泥及び廃アルカリの混合物（2506 kg）は、横芝光町寺方地先、片道運搬距離、1工区は54.5km、2工区は56.3km、3工区は53.5km、4工区は49.8kmの丸源起業(株)又はその他の中間処理施設に運搬し、処理するものとする。

(4) 鉛管（2246 kg）は、市原市山田地先、片道運搬距離、1工区は2.8km、2工区は4.4km、3工区は3.5km、4工区は3.5kmの(株)大澤エンタープライズ市原ヤード又はその他の受け入れ施設に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 22 条 （段階確認）

1 受注者は、「千葉県土木工事共通仕様書・施工管理基準」の段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。

2 受注者は、事前に段階確認に係る報告を「千葉県 土木工事書類作成マニュアル」にもとづいた所定の書式(段階確認書)により、監督職員に提出しなければならない。
また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

3 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印し確認した箇所に係る書面を、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。

4 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

5 段階確認は、臨場が原則であるが、やむを得ず監督職員等の臨場確認が得られない場合、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、机上確認とすることができる。

6 上記のほか、下記に示す工種について、段階確認を受けなければならない。なお、確認事項にある「布設状況」は、管の接合状況、土被り等を指す。

段階確認追加一覧表

工種	確認時期	確認事項	確認箇所
管布設工	管据付完了時	土被り	1 工区毎に 1 箇所

第 23 条 （仕切弁及び消火栓の開閉操作）

仕切弁及び消火栓の開閉操作は、監督職員が行うものとする。しかし、緊急の漏水事故等により、監督職員が立会えない場合には、監督職員の指示のもとに受注者が操作することとする。なお、地域によっては、緊急的な開閉操作により、濁りの発生する場合もあるので留意すること。

本工事に起因し、事故及び損失等が発生した場合は、「水道管の破損に係る損害についての取扱要領」に基づく対応となる。

第 24 条 （設計変更及び工事の一時中止）

本工事の設計変更及び工事の一時中止については、建設工事請負契約書及び土木工事共通仕様書並びに本特記仕様書によるが、具体的な手続き等については、「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン」（市原市）及び「工事請負契約における工事一時中止に係るガイドライン」（市原市）によることとする。

第 25 条 （電子納品）

- 1 本工事は、電子納品対象工事とし、「市原市電子納品に関する手引き」により納品するものとする。
- 2 電子納品のレベルは 1 とし、電子納品の対象書類は次のとおりとする。
 - (1) 発注図書、工事数量総括表、特記仕様書
 - (2) 測量結果一覧表
 - (3) 完成図面
 - (4) 工事写真（参考図含む）
- 3 電子納品時に紙での提出も必要と思われる場合は、別途協議をする。
- 4 電子化に必要な環境については、十分理解をして作業をすること。なお、電子納品作成支援ソフト、チェックソフトは、必ず使用すること。

第 26 条 （竣工図の提出）

受注者は、工事完成時、竣工図（A 3 用紙）を提出すること。
竣工図は、電子データ（PDF・P21）もあわせて提出すること。

第 27 条 （ワンデーレスポンス）

- 1 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「受付した翌開庁日の 17 時まで」に回答するよう対応することである。
ただし、受付した翌開庁日の 17 時までに回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「翌開庁日の 17 時まで」にすることとする。
- 2 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- 3 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施工程に差異が生じるおそれがある時は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報

告すること。

- 4 発注者が効果・課題等を把握するためのアンケート等を実施する場合には、受注者は、協力すること。

第 28 条 (火災保険等)

- 1 受注者は、工事目的物及び工事材料等を建設工事保険等（これに準ずるものを含む）に付さなければならない。加入期間は、原則として工事着手から工事完成期日後の14日とする。保険契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるものの写しを監督職員に提出すること。
- 2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。加入期間は、原則として工事着手から工事完成までとする。保険契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるものの写しを監督職員に提出すること。

第 29 条 (1日未満で完了する作業の積算)

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、積算基準（千葉県）によるものとする。
 - 2 1日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
 - 3 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
 - 4 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 5 受注者は、3の協議を行うに当っては、当該作業完了後速やかに、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は、適用しない。
 - 6 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。
- ※ 現場条件等とは、工事箇所が1kmを超えて点在するなど、発注工事の総数量を分割して施工することが適当で、施工条件により日を分けて施工する必要のある工事などのことをいう。

第 30 条 (週休2日制適用工事)

- 1 本工事は、市原市建設工事週休2日制工事実施要領に基づく「現場閉所による週休2日工事(月単位の週休2日)」であり、これに相当する経費補正を行い、予定価格を設定している。
- 2 受注者が工事着手前に完全週休2日を希望した上で、要領に基づく「現場閉所による週休2日工事(完全週休2日)」を実施し、完全週休2日の水準に達成した場合は、これに相当する経費補正に変更することとする。
- 3 対象期間について、夏期休暇として3日間、年末年始休暇として6日間を除くものとするが、受注者は工期内の適切な時期に、この日数以上の休日（現場閉所）の確保に努めること。

~~第 31 条 (熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)~~

- ~~1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。~~
- ~~2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。~~
- ~~3 工事の実施に当たっては、「市原市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（市原市ホームページに掲載）に基づき行うこと。~~

第 32 条 (市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン)

市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規定、要項、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術(ICT)の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督員と協議すること。

第 33 条 (その他)

工事完了後、近隣住民から工事に関する苦情等があった場合については、現地確認及び調査の上、書面をもって報告すること。

第 34 条 (デジタル工事写真の小黑板情報電子化について)

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。

第 35 条 (施工条件の明示)

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	
用 地 関 係	・ 資材置場、現場事務所、仮駐車場等の用地については、受注者の責任において地権者と交渉し、借地するものとする。 ・ なお、借地完了後に監督職員へ報告すること。
公 害 関 係	・ 市原市生活環境保全条例を遵守すること。また、市原市環境管理課で特定建設作業届出書が必要か確認し、必要な場合は、届出書を提出すること。 舗装版切断時に発生する濁水処理 ・ 舗装版切断時に発生する濁水(汚泥)については、バキューム等で密閉可能な容器に全量を回収し、汚泥処理施設に搬出すること。 ・ 「建設副産物の処理基準及び再生資源の利用基準」において、建設汚泥は、現場脱水し減量化に努めるものとしているが、舗装切断汚泥については、現場での脱水は、行わないこと。
安 全 対 策 関 係	・ 交通規制は、片側交互通行及び車両通行止めとする。 ・ 工事期間中は適正に交通誘導員を配置するものとし次の人員以上を配置すること。 【国道施工時】 3 人／日(交代要員有) 交通誘導員 A (2人) B (1人) 【県道・市道施工時】 3 人／日(交代要員有) 交通誘導員 B (3人) ・ 交通規制については、予告板等により告知することとし、苦情の無い様十分な配慮を行うこと。 なお、交通管理者との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
工 事 用 道 路 関 係	
仮 設 設 備 関 係	
建 設 副 産 物 関 係	
工 事 支 障 物 件 等	・ 現場着手前に支障物の有無を確認してから着手すること。支障物があった場合は、速やかに監督職員に報告し、関連企業と埋設位置の確認等を行い、施工すること。
そ の 他	・ 給水管について、布設完了後、受注者が水圧試験を行うこととする。試験方法については、0.98MPa を 5 分以上かけ、急激に水圧が下がらないことを確認することとする。また、漏水等が確認された場合は、受注者の費用において手直しすること。 ・ 着手前に、掘削箇所に近接する門扉、塀等を構造物の状態が確認できるよう写真撮影等を行うこととし、地権者の了解を得てから着手すること。 ・ 給水装置の施工にあたっては、市原市上下水道部「給水装置工事施行基準（平成 30 年 4 月 1 日）」を遵守すること。 ・ 国道(車道)の舗装復旧については、仮復旧後の沈下防止を目的に仮復旧を行うこととしている。 ・ 舗装本復旧（次年度以降を予定）までの期間に、沈下による振動苦情が発生しないよう施工すること。